

「投資信託受益権振替決済口座管理約款」の改正について 新旧対照表

(二重線部分変更)

新	旧
(この約款の趣旨) 第1条 この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。 (振替決済口座) 第2条 (現行どおり) 2 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。 3 (現行どおり) (振替決済口座の開設) 第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「振替決済口座設定申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 2～3 (現行どおり) (共通番号の届出) 第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 (契約期間等) 第4条 (現行どおり) (当社への届出事項) 第5条 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。 (振替の申請) 第6条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。 1 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの 2～3 (現行どおり) 4 償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。） 5 (現行どおり) 6 販社外振替（振替先又は振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの イ ホ (現行どおり) ロ 償還日翌営業日 7 (現行どおり)	(この約款の趣旨) 第1条 この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取扱う投資信託受益権に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。 (振替決済口座) 第2条 (省 略) 2 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）を別に設けて開設します。 3 (現行どおり) (振替決済口座の開設) 第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「振替決済口座設定申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 2～3 (省 略) (共通番号の届出) 第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他の番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令等の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 (契約期間等) 第4条 (省 略) (当社への届出事項) 第5条 「振替決済口座設定申込書」に押捺された印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。 (振替の申請) 第6条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。 1 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの 2 (省 略) 4 償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期日（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。） 5 (省 略) 6 販社外振替（振替先又は振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの イ ホ (省 略) ロ 償還日翌営業日 7 (省 略)

「投資信託受益権振替決済口座管理約款」の改正について 新旧対照表

(二重線部分変更)

2～4 (現行どおり) 5 当社に投資信託受益権の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取り扱います。 第7条～第10条 (現行どおり) (お客様への連絡事項) 第11条～2 (現行どおり) 3 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を<u>発送</u>した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。 4 (現行どおり) 5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 <u>1 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面</u> <u>2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</u> 第12条～第22条 (現行どおり) (個人情報等の取扱い) 第23条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) 上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報 (氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報) を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。 なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、<u>個人情報保護委員会のウェブサイト (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf) に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局 (IRS) においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。</u> ① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織 ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織 ③ FATCA の枠組みに参加していない金融機関 (米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。) 附 則 この約款は、平成 22 年 6 月 25 日より適用させていただきます。 ただし第 17 条 6 は、平成 23 年 1 月 1 日以降、当社に対して反社会的勢力でない旨の確約を行う新規のお客様とのお取引に適用させていただきます。 この約款は、平成 26 年 7 月 1 日より適用させていただきます。 この約款は、平成 28 年 1 月 1 日より適用させていただきます。 この約款は、令和元年 5 月 15 日より適用させていただきます。 この約款は、令和 2 年 5 月 13 日より適用させていただきます。 この約款は、令和 2 年 10 月 1 日より適用させていただきます。 <u>この約款は、令和 4 年 5 月 18 日より適用させていただきます。</u> 以上	2～4 (省 略) 5 当社に投資信託受益権の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに、<u>投資信託受益権の振替の申請</u>があったものとして取り扱います。 第7条～第10条 (省 略) (お客様への連絡事項) 第11条～2 (省 略) 3 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を<u>発生</u>した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。 4 (省 略) 5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 <u>1 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面</u> <u>2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</u> 第12条～第22条 (省 略) (個人情報等の取扱い) 第23条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) 上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報 (氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報) を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。 ① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織 ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織 ③ FATCA の枠組みに参加していない金融機関 (米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。) 附 則 この約款は、平成 22 年 6 月 25 日より適用させていただきます。 ただし第 17 条 6 は、平成 23 年 1 月 1 日以降、当社に対して反社会的勢力でない旨の確約を行う新規のお客様とのお取引に適用させていただきます。 この約款は、平成 26 年 7 月 1 日より適用させていただきます。 この約款は、平成 28 年 1 月 1 日より適用させていただきます。 この約款は、令和元年 5 月 15 日より適用させていただきます。 この約款は、令和 2 年 5 月 13 日より適用させていただきます。 この約款は、令和 2 年 10 月 1 日より適用させていただきます。 以 上
--	---